

～地域コミュニティ協議会の役員の方へ～

『民生委員・児童委員について』

ご理解とご協力をお願いいたします

中央区民生委員児童委員会連絡会
中央区役所健康福祉課

民生委員とは

地域の身近な相談役として、地域の方が抱える福祉に関する困りごとの相談を受け、区役所や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、適切な窓口や福祉サービスを案内するなど、福祉のつなぎ役として活動しています。

◎厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員

◎給与の支給はなくボランティアとして活動（活動に係る実費弁償としての個人活動費の支給はあり）

相談の対応

見守り
訪問活動

毎月の
定例会・研修会

活動
内容



地域活動
への参加

高齢者や子ども
の居場所づくり



中央区子育て応援
マスコット
たっちゃん

地区民生委員児童委員協議会

◎民生委員・児童委員は、各地区に分かれて、担当する地域の中で活動しています。

◎中央区では、概ね小学校区ごとに17の地区民生委員児童委員協議会があり、合計約340名の民生委員・児童委員が活動しています。

地区名	有明台	浜 浦	関 屋	鏡 淵	白 山	新 潟	日和山	万代 長嶺
南万代	沼 垂	山 潟	鳥屋野	上 山	女 池	上 所	笹 口	紫竹山

地域コミュニティ協議会の皆さまと同様、地域の方が安心・安全に暮らせるよう日々活動しています。民生委員活動に、これまで同様、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【裏面もご覧ください】

『民生委員・児童委員の候補者について』

- ◎民生委員・児童委員は、各地域にお住まいの方の中から就任していただくこととなり、地域の中で候補者を選定していただくこととなっています。
- ◎民生委員・児童委員の任期は3年で、継続を予定する方も含めて、3年に一度改選の手続きがあり、令和7年度が改選の年です。

【お 願 い】

各地区の民生委員児童委員協議会の会長より、候補者について、地域コミュニティ協議会の会長様にご相談させていただくことがあります。

地域コミュニティ協議会におかれましても、役員の担い手について苦慮されていることと承知しておりますが、民生委員・児童委員も地域コミュニティ協議会の皆さまと同様、地域の中で大切な役割の一つを担っております。ご相談をさせていただいた際は、ご理解とご協力を何卒、宜しくお願いいたします。



各地区民生委員児童委員協議会 会長

(参考) 委嘱までの流れ

- ① (各地域) 民生委員・児童委員の候補者を選出
- ② (各地区) 地区推薦準備会を開催し候補者を推薦【令和7年8月頃まで】
- ③ (市推薦会) 市審査会に候補者を報告
- ④ (市審査会) 国に候補者を具申
- ⑤ (厚労省) 厚生労働大臣が委嘱

地域における活動・地域との連携体制の事例

民生委員・児童委員も地域コミュニティ協議会の皆さまと協力・連携し、地域のために活動してきたいと考えています。

<地域コミュニティ協議会と～>

- ◎福祉部会等に所属して地域活動に従事
- ◎コミ協が主催する自治会・町内会長との交流会に参加して顔つなぎや情報共有
- ◎ごみ出し支援、緊急時医療キット配布

<地域の茶の間と～>

- ◎幹事、スタッフ等として参加し、身近な困りごとの相談・集約、実情を茶の間主催者とも情報共有
- ◎活動状況を回覧して地域と共有